

新株予約権（ストックオプション）の発行に関する取締役会決議公告

平成 23 年 6 月 24 日

株主の皆様へ

東京都品川区南大井六丁目 25 番 3 号
日本通信株式会社
代表取締役社長 三田 聖二

当社は、平成 23 年 6 月 21 日に開催した定時取締役会において、当社の取締役及び監査役に対するインセンティブとして、下記のとおりストックオプションとしての新株予約権の発行を決議いたしましたので、会社法第 240 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、公告いたします。

記

(1) 新株予約権の割当先

当社の取締役及び監査役

(2) 新株予約権の数

19,000 個（新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数 1 株）

(3) 当該新株予約権の目的である株式の種類および数

種類：当社普通株式

数： 19,000 株

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(4) 新株予約権を割り当てる日（発行日）

平成 23 年 7 月 15 日（金）

(5) 当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法は、1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の発行日の前日（取引が成立していない日を除く）における大阪証券取引所 JASDAQ 市場における当社株式普通取引の終値）とする。

なお、当該新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\quad}{\quad}$$

分割・併合の比率

- (6) 当該新株予約権を行使することができる期間
発行日から平成 28 年 7 月 15 日まで
(但し、行使請求期間の最終日が金融機関休業日に当たるときは、その直前の金融機関営業日が最終日となる)
- (7) 当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (8) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
- (9) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
- (10) 譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (11) 新株予約権の取得事由および条件
- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 新株予約権者が、新株予約権の行使の条件により新株予約権の全部または一部を行使できないときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (12) 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、本取締役会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによる。なお、当該契約の内容については取締役会の一任を受け、代表取締役社長が決定する。

以上